8930 Vol.69

ヤ　ク　ザ　ゼロ

EARTHLY FRIENDS
大切にしたい私たちの県花

より明るく住みよい神奈川をめざして

暴力団追放「三ない運動＋1（ワン）」の推進

暴力団を
- 恐れない
- 金を出さない
- 利用しない
- 協力しない

を実践しましょう

公益財団法人
神奈川県暴力追放推進センター

指定暴力団の指定状況

■ 指定暴力団分布図（21団体）

五代目工藤會
（勢力範囲：3県）
（構成員数：約560人）
福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12
代表する者　野村　悟

道仁会
（勢力範囲：4県）
（構成員数：約630人）
福岡県久留米市京町247-6
代表する者　小林　哲治

太州会
（勢力範囲：県内）
（構成員数：約160人）
福岡県田川市大字弓削田1314-1
代表する者　日高　博

三代目福博会
（勢力範囲：4県）
（構成員数：約220人）
福岡県福岡市博多区千代5-18-15
代表する者　金　寅純

浪川睦会
（勢力範囲：1都5県）
（構成員数：約290人）
福岡県大牟田市上官町2-4-2
代表する者　朴　政浩

五代目共政会
（勢力範囲：県内）
（構成員数：約210人）
広島県広島市南区南大河町18-10
代表する者　守屋　輯

三代目侠道会
（勢力範囲：5県）
（構成員数：約130人）
広島県尾道市山波町3025-1
代表する者　渡邊　望

四代目浅野組
（勢力範囲：2県）
（構成員数：約100人）
岡山県笠岡市笠岡615-11
代表する者　森田　文靖

六代目山口組
（勢力範囲：1都1道2府41県）
（構成員数：約11,600人）
兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1
代表する者　篠田　建市

六代目会津小鉄会
（勢力範囲：1道1府）
（構成員数：約270人）
京都府京都市下京区東高瀬川筋
上ノ口上る岩滝町176-1
代表する者　馬場　美次

七代目合田一家
（勢力範囲：3県）
（構成員数：約120人）
山口県下関市竹崎町3-13-6
代表する者　金　敎煥

二代目親和会
（勢力範囲：県内）
（構成員数：約50人）
香川県高松市塩上町2-14-4
代表する者　吉良　博文

九代目酒梅組
（勢力範囲：府内）
（構成員数：約50人）
大阪府大阪市西成区太子1-3-17
代表する者　吉村　三男

二代目東組
（勢力範囲：府内）
（構成員数：約150人）
大阪府大阪市西成区山王1-11-8
代表する者　滝本　博司

双愛会
（勢力範囲：2県）
（構成員数：約200人）
千葉県市原市潤井戸1343-8
代表する者　塩島　正則

四代目小桜一家
（勢力範囲：県内）
（構成員数：約70人）
鹿児島県鹿児島市甲突町9-1
代表する者　平岡　喜榮

旭琉會
（勢力範囲：県内）
（構成員数：約520人）
沖縄県沖縄市上地2-14-17
代表する者　富永　清

稲川会
（勢力範囲：1都1道17県）
（構成員数：約3,300人）
東京都港区六本木7-8-4
代表する者　辛　炳圭

住吉会
（勢力範囲：1都1道1府15県）
（構成員数：約4,200人）
東京都港区赤坂6-4-21
代表する者　西口　茂男

極東会
（勢力範囲：1都1道13県）
（構成員数：約880人）
東京都豊島区西池袋1-29-5
代表する者　曺　圭化

松葉会
（勢力範囲：1都1道8県）
（構成員数：約910人）
東京都台東区西浅草2-9-8
代表する者　荻野　義朗

※本表の「名称」「主たる事務所の所在地」「代表する者」「勢力範囲」「構成員数」は、平成25年末のものを示している。
※平成25年末における全暴力団構成員数（約25,600人）に占める指定暴力団構成員数（約24,700人）の比率は96.5%である。

事業者を守る!!
暴力団排除条例を活用した暴力団排除対策

神奈川県暴力団排除条例は、事業者が暴力団と取引をすることを規制しています。これは、暴力団が事業者との取引によって資金を得ることを防止するためです。

取引の相手が暴力団と知りながら取引を続けた事業者は、公安委員会から取引を中止するよう勧告を受けたり、悪質な場合には名前を公表されたりする場合もあります。名前を公表されてしまうと、公共事業の指名を停止されたり、金融機関から融資を受けられなくなったりするおそれがあります。こんなことになってしまえば、事業の存続にもかかわる一大事です。では、どうすればこのような事態を避けることができるのでしょうか。

※相手が暴力団と知らずに、取引を開始した場合に、公安委員会から勧告や公表を受けることはありません。勧告を受けるのは、相手が暴力団と知りながら、取引を開始したり、取引を続けたりした場合です。

暴力団排除条例の内容

◎ 基本理念

暴力団排除は、暴力団が事業活動又は県民生活に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を「恐れない」「協力しない」「利用しない」ことを旨として、県、県民、事業者が相互に連携、協力して推進すること。

◎ 事業者の責務

・暴力団の活動を助長等することとなる取引を防止するための必要な措置

・県が実施する暴力団排除施策への協力

暴力団排除条項の導入

事業者が作る取引の契約書には、あらかじめ取引の相手が暴力団など反社会的勢力ではないことを確認する取り決めと、暴力団だと分かった場合には違約金を払わずに一方的に解除することができる取り決め（暴力団排除条項）を入れておきましょう。こうすれば、万一相手が暴力団と知らずに契約した場合でも、安心して契約を解除することができます。

（暴力団排除条項の例）

第○条　乙は甲に対し、乙が暴力団、暴力団員、暴力団関連企業、暴力団準構成員、総会屋等反社会的勢力に属するものでないこと、乙の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力でないこと、乙が反社会的勢力により経営を支配されていないこと、反社会的勢力が乙の経営に関与してないこと、乙が反社会的勢力に利益や便宜の供与をしていないこと、反社会的勢力を利用していないこと、乙の役員その他経営に関与する者が反社会的勢力と社会的に非難される関係にないことを確約する。

２　乙は本件契約終了までの間に、自ら又は第三者を利用して、以下の行為をしないことを確約する。

ア 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第●条　乙が前条の規定に違反した場合、甲は何らの催告をすることなく本件契約を解除することができる。

２　甲が前項の規定により、本件契約を解除した場合、乙は甲に対し契約解除による前払い金の返還、損害賠償その他名目のいかんを問わず一切の金銭的請求をすることができない。解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

確約書の提出依頼

ホテルや飲食店など契約書を取り交わすことの少ない事業所でも、利用申し込みの際に、申込者が暴力団であることがわかったら契約を解除できる確約書を書いてもらえば、安心して契約を解除することができます。

（確約書の例）　裏面をご参照ください。

ステッカー･ポスター等の活用

小売店や食堂のように、申し込みをしないで来るお客さんが大半を占める事業所でも、入り口の目立つところに「暴力団お断り」のステッカーやポスター等を貼っておくだけで、暴力団の利用をためらわせることができます。暴力団お断りのステッカー・ポスター等は、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター（以下暴追センターという。）にお問い合わせいただければ、無料でお配りしています。

早めの相談

暴力団と知らずに取引の相手になってしまったとしても、それだけで勧告・公表の対象にはなりません。暴力団排除条例を活用して、取引を遮断すれば、会社が非難を受けることはありません。おかしいなと思ったら、最寄りの警察署、県警本部暴力団対策課、暴追センター、横浜弁護士会民事介入暴力対策委員会に早めにご相談ください。

確　約　書

1　私は、貴社に対し自分が暴力団等反社会的勢力ではなくまた反社会的勢力と関係を持っていないことを確約します。

2　上記確約に違反することが判明した場合には、貴社から直ちに契約を解除されても異議を申しません。契約の解除により貴社に損害が生じた場合は私の責任において賠償します。上記確約の違反を理由として貴社から契約を解除された場合、貴社に前払い金を没収されても異議は申し立てません。

　契約の解除により私に損害が生じた場合は、私にてこれを引き受け、貴殿には一切請求しません。

3　私は、以上の条項を良く読み、理解したうえで署名しました。

平成　　年　　月　　日

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

賛助会員の募集のしおり

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターでは、
事業の推進を援助していただける個人、法人などの
方々を賛助会員として募集しています。

1 入会手続き

◎入会のお申し込みは、弊センターのホームページ「賛助会員の募集（入会のお申し込み･賛助会員登録フォーム）」をクリックして、申込書に所定事項を入力し、送信してください。

◎入会のお申し込みは、個人、法人及び事業者団体に限らせていただきます。

詳細はホームページをご覧ください。

神奈川県暴力追放推進センター　検索

HP アドレス　http://www.kana-bou.org/

会員プレート

2 年会費（4月1日から翌年3月31日までの一年間）

◎会費は、個人1口5千円、法人及び事業者団体1口2万円です。

◎個人、法人及び事業者団体ともに1口以上何口でもご自由です。

◎弊センターは、公益財団法人の認定を受けておりますので、税制上の優遇措置が認められます。

3 賛助会員の皆様には

- 賛助会員之証（プレート）を交付
- 機関誌「8930」等の暴力団排除資料の配付
- 法人に対しては、反社会的勢力のデータベース構築のご支援
- 暴力追放県民大会など、弊センター主催行事へのご案内

等をさせていただきます。

入会申込先

〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4　警察本部内

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター

電話 045(201)8930 又は 045(663)8930(FAX兼用)

神奈川県暴力追放推進センターの主な活動

1. 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
2. 民間組織が行う暴力追放運動を支援する活動
3. 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
4. 暴力団から少年への働きかけを排除する活動
5. 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
6. 暴力団員を相手とした民事訴訟等の支援活動
7. 暴力団員の不当な行為による被害者支援活動
8. 事務所使用等差し止め請求訴訟
9. 不当要求防止責任者講習の実施

もし暴力団から不当な要求があったら

■神奈川県警察本部暴力団対策課

不当要求相談電話 ☎0120-797049（ナクナレ要求）

条例専用電話 ☎0120-110675

■(公財)神奈川県暴力追放推進センター

〒231-8403　横浜市中区海岸通2-4

警察本部庁舎内

☎045-201-8930（ヤクザゼロ）

☎045-663-8930（ヤクザゼロ）

ご寄付のお願い

(公財) 神奈川県暴力追放推進センターでは、企業、団体、個人の皆様のお力を集めて広く暴力団排除活動を実践するためにご寄付をお願いしております。

当センターは公益財団法人でございますので、ご寄付は税法上の優遇措置を受けることができます。

(公財) 神奈川県暴力追放推進センター報　第69号　平成26年7月25日発行
発行者 〒231-8403横浜市中区海岸通2-4　神奈川県警察本部内　(公財) 神奈川県暴力追放推進センター　発行人／松島金五　編集人／上條正昭